

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

## 第3編 第3章：相続

### 第1節：遺言

#### 第1款：遺言による処分能力

第662条 法が明示的に禁止していない者は遺言をすることができる。

第663条 (2021年改正、同年施行) 遺言無能力者は次の者である：

- ① 14歳未満の男女
- ② 遺言するとき、その意思を形成または表示することが、そのための手段の手助けまたは支援を得ても、できない者。

第664条 精神障害の前になした遺言は有効である。

第665条 (2021年改正、同年施行) 障害者は、公証人の判断で、その処分の範囲を理解・表示できるときは、遺言書を作成できる。公証人は、作成者の理解と論拠において支援し、また、必要となる調整をして、その意思、希望および好みを表示できるように手助けして、作成者が意思決定の自己のプロセス展開するよう務める。

第666条 遺言者の能力を評価するには遺言作成時の遺言者の状態のみが考慮される。

#### 第2款：遺言一般

第667条 ある者が、その死亡後のためにその全財物またはその一部を処分する行為を遺言と呼ぶ。

第668条 遺言者はその財物を相続名義でまたは遺贈名義で処分できる。

疑義がある場合は、遺言者が実質的に相続人という語を用いていなくとも、その意思がこの概念に明らかに近い場合は、その処分は包括名義または相続名義でなされたものに相当する。

第669条 2人以上の者が、互いの利益に、また、第三者の利益になすと言えども、共同でまたは同じ遺言書で遺言することはできない。

第670条 遺言はまったく一身専属的な行為である。その作成を、全部または一部でも、第三者の裁量に委ねることはできなく、また、受任者もしくは代理人を介してなすことはできない。

また、相続人または受遺者の指名の存続を第三者の裁量に委ねることはできなく、また、名前だけで指名されるときに承継すべき割合の指定を第三者の裁量に委ねることはできない。

第671条 遺言者は、親族、貧者または福祉施設のような特定のクラスに包括

的に残す（遺産）数額の分配、および、その数額が振り当てられるべき者または施設の選定を第三者に委任することができる。

第 672 条 死亡後に遺言者の住居またはその外で発見される証書もしくは私文書を参照して、相続人指定または遺贈について遺言者がなす処分は、その証書もしくは私文書が自筆証書遺言の要件を満たしていない場合は、無効である。

第 673 条 強迫、不正行為または詐欺で作成された遺言は無効である。

第 674 条 ある者が自由にその終意を作成することを強迫、不正行為または詐欺で妨げた無遺言相続人は、陥った刑事責任を損なうことなく、相続権を剥奪される。

第 675 条 遺言者の意思は別であると明白に表示されないと、遺言処分は全てその言葉の字義上の意味で解釈されなければならない。疑いがある場合は、その遺言の趣旨に従って遺言者の意思にもっとも適するものが採用される。

遺言者は、（遺言が）法律により無効と宣告される場合に遺言が取消されることを禁止することはできない。

### 第 3 款：遺言の方式

第 676 条 遺言は普通方式または特別方式ですることができる。

普通方式遺言は、自筆証書で、口頭遺言で、または、秘密証書ですることができる。

（\*注：口頭遺言は、我が国の公正証書遺言と類似である。）

第 677 条 軍人遺言、在船者遺言および外国でなされた遺言は特別方式の遺言とみなす。

第 678 条 遺言者が第 688 条で規定される形式および要件を満たして自身で書く遺言書を自筆証書遺言書と呼ぶ。

第 679 条 遺言者がその最後の意思を、その遺言で処分されることを承知してその行為を認証すべき者たちの面前で、表示する場合、その遺言は口頭遺言である。

第 680 条 遺言者が、その最後の意思を明らかにすることなく、その意思はその行為を認証すべき者たちに提示する封書の中にあると宣言するとき、その遺言書は秘密証書遺言書である。

第 681 条 **（2015 年改正、同年施行）** 遺言において証人となることができない者は：

第 1：第 701 条の規定以外の場合、未成年者。

第 2：（中身なし。）

第 3：遺言者の言語を理解できない者。

第 4：証人業務を展開するのに必要な判断力を提示しない者。

第 5：認証する公証人の配偶者または 4 親等内の血族もしくは 2 親等内の姻族、

および、その公証人と仕事上の関係がある者。

第 682 条 口頭遺言では、相続人及びその遺言で指定されている受遺者、それらの者の配偶者、それらの者の 4 親等内の血族または 2 親等内の姻族は、証人となることはできない。

この禁止には、遺贈が或る動産を目的とするとき、または、相続財産と比較して重要でない量のときは、受遺者、その配偶者または親族は含まれない。

第 683 条 ある証人が無能力者と宣言されるためには、その無能力の原因が遺言作成のときに存することが必要である。

第 684 条 遺言者が公証人の知らない言語でその意思を表示するときは、作成場所で遺言処分を公証人が使用する公式言語に翻訳する遺言者が選んだ通訳の立会いが要求される。証書は 2 つの言語で記述され、遺言者が採用した言語はどちらであったかが示される。

口頭遺言書、および、秘密証書遺言書は、遺言者が表明する外国語で、および、公証人がその外国語を知っていても公証人が採用する公式言語で、記述される。

第 685 条 公証人は遺言者との面識がなければならない。面識がない場合は、遺言者と面識がありかつ公証人が面識がある 2 人の証人により、または、本人確認を目的とする公的機関が発行する文書を用いて、本人確認がなされる。また、公証人は、その判断で、遺言者が遺言するに必要な法的能力を有していることを確認しなければならない。

第 700 条と 701 条の場合、証人は遺言者と面識がある義務を有し、その能力を確認することに努める。

第 686 条 前条が規定する方式で遺言者の本人確認ができない場合は、この状況が、公証人により、または、場合によっては証人により、表明される。この際は、遺言者が本人確認のため提出した文書と自身の人的特徴が要約される。

そのような事由で遺言が非難攻撃される場合は、遺言者の同一性の証明責任はその真正さを主張する者に帰属する。

第 687 条 作成において本章がそれぞれ規定する要式に適合していない遺言書は無効である。

#### 第 4 款：自筆証書遺言書

第 688 条 自筆証書遺言書は、成年者のみ作成することができる。

この遺言書が有効であるには、遺言者が作成年月日を明示してすべて自書し、署名しなければならない。

字句の抹消、修正または行間挿入があった場合は、遺言者はそれらに署名して救済する。

外国人は自己の言語で自筆証書遺言書を作成できる。

第 689 条 (2015 年改正、同年施行) 自筆証書遺言書は、死亡に続く 5 年以内に公証人に提出して、公証原簿化(protocolizarse)されなければならない。公証人

は公証人法制に従って公証原簿化の証明書を発給する。

第 690 条 (2015 年改正、同年施行) 自筆証書遺言書の保管者は、遺言者の死亡の通知を知った日に続く 10 日以内に管轄の公証人にそれを提出しなければならない。この義務の不履行は、その者に発生する損害の責任を負わせる。

また、相続人、受遺者、遺言執行者または他の点で遺言に利害関係がある何人も遺言書を提出できる。

第 691 条 (2015 年改正、同年施行) 自筆証書遺言書が提出され、遺言者の死亡が確認されたときは、公証人法制に従いその検認に移行する。

第 692 条 (2015 年改正、同年施行) 遺言書が検認され、その作成者の本人確認がなされると、その公証原簿化に移行する。

第 693 条 (2015 年改正、同年施行) 公証人は、遺言書の真正さが証明されたと判断すると、公証原簿化の証明書を認証する。公証原簿化では実行された行為および、場合によって、表明された所見が証される。

遺言作成者の本人確認が十分証明されないことで、遺言書が検認されなかった場合は、それを公証原簿化せずに書類のアーカイブに移行する。

自筆証書遺言書が認証されると、または、認証されないと、異議ある利害関係人は、対応する裁判で自身の権利を行使できる。

#### 第 5 款：口頭遺言

第 694 条 口頭遺言書は、作成地で有効に活動できる公証人の面前で、作成されなければならない。

本款で明文で規定されている場合はこの規則から除かれる。

第 695 条 (2021 年改正、同年施行) (口頭) 遺言者は口頭で、文書で、または、いかなる技術的、物質的または人的手段を介して、その終意を公証人に表明する。終意に従って作成年月日・時刻と場所が記載された遺言書が公証人により作成され、そして、遺言者がそれを自身で読む権利があることが告げられ、(遺言書が) その終意に合致していると遺言者が表明するために、公証人はそれを大声で読む。意思に合致していると、署名できる遺言者は即座に署名し、場合に応じて、参集すべき証人およびその他の者たちが署名する。

遺言者が署名できないと表明すると、その者の頼みで証人の一人が代わって署名する。

遺言者が遺言書を読むのに、または、その内容を聞くのに困難または不能であるときは、公証人は、適切な技術的、物質的または人的手段を用いて、遺言者が必要な情報および説明を理解したこと、および、遺言書がその意思を忠実に記載していると知ることを確認する。

第 696 条 公証人は、遺言者と面識がある、または、適法に本人確認したと認証する、それが欠けていると、第 686 条が規定する表明を実行する。更に、その判断で遺言者が遺言書作成に必要な法的能力を有していると証する。

第 697 条 (2021 年改正、同年施行) 作成行為に 2 人の能力ある証人が参集しな

なければならない場合は：

- ① 遺言者が、遺言書に署名することができないと表明したとき。
- ② 遺言者または公証人が要請したとき。

第 698 条 作成には、また、次の者が参集しなければならない。

- ① もし存在すると、証書証人としても介入できる、知見証人。
- ② 禁治産（無能力）遺言者を検査した専門家。
- ③ 公証人が使用した公式言語に遺言者の意思を翻訳した通訳。

第 699 条 本款に規定される手続全ては、遺言書を読むことから開始するただひとつの行為で実行され、一時的な事故により生じる可能性がある中断を除いて、いかなる中断も適法でない。

第 700 条 遺言者が差し迫った死亡の危険にある場合は、公証人を要せず、5人の能力者である証人の面前で遺言をなすことができる。

第 701 条 流行病の場合も同様に公証人の介入を要せず、16 歳以上の 3 人の証人の面前で遺言をなすことができる。

第 702 条 前 2 条の場合、可能であれば遺言書が書かれる。可能でないと、証人が書くことができなくとも、遺言は有効である。

第 703 条 **(2015 年改正、同年施行)** 前 3 条の規定によりなされた遺言は、死亡の危険が去った後、または、流行病が止んだ後 2 ヶ月経過すると、無効となる。遺言者が前述の期間内に死亡した場合、書面で作成されようと、口頭でなされようと、死亡後 3 ヶ月以内に管轄の公証人に公正証書に引上げるべく提出されないと、同様に効力を失う。

第 704 条 **(2015 年改正、同年施行)** 公証人の認証なしに作成された遺言は、公正証書に引上げられなくて、かつ、公証人法制が規定する要式で公証原簿化されない場合は、効力がない。

第 705 条 各場合について規定手続を遵守していないとの事由で口頭遺言が無効と宣言されると、それを認証した公証人は、その瑕疵がその者の悪意または言訳できない怠慢もしくは不知から生じた場合、生じる損害賠償の責任を負う。

## 第 6 款：秘密証書遺言

第 706 条 **(2021 年改正、同年施行)** 秘密証書遺言は書面でしなければならない。遺言者が自ら自身の字で書いたときは、末尾に署名する。

いかなる機械的方法または遺言者の要請で他人が書いたときは、遺言者は各頁と遺言書の末尾に署名する。遺言が電子的媒体で編集された場合は、認知された電子署名で署名しなければならない。

遺言者が署名できないときは、その頼みで他の者が、不能の理由を表示して、遺言書の末尾と各頁に署名する。

いずれにしても、署名の前に、訂正された語、抹消された語または行間に書かれた語は有効であると注記される。

第 707 条 秘密証書遺言書の作成では次の手続きを遵守する：

- ① 遺言が記載されている用紙は、破らなければ取り出せない封印された封筒に入れる。
- ② 遺言者は、封印された遺言書を持って、それを認証する公証人の面前に出頭する。または、それを認証行為の中で封印する。
- ③ 公証人の面前で遺言者は自身で、または、第 684 条の規定による通訳者を介して、提出する封筒にその者の遺言が入っていると表明する。その際、その者自身で、他人の手でまたは機械的手段で書いたか、および、自身またはその頼みで他人が末尾と全頁に署名したかを表明する。
- ④ 公証人は、封印した印紙の番号と記号を表示して、また、遺言者を知見している、または、第 685 条と 686 条の規定の様式でその人物の同一性を確かめたとの証明をなし、さらに、自身の判断で遺言者に遺言をなす法的能力があることの証明をして、遺言の封筒にその作成証明書(akta de otorgamiento)を貼る。
- ⑤ 証明書が貼られ、読上げられると、遺言者、場合によっては参集すべき者達は、署名できると、それに署名する。そして、公証人が、その職印と署名でもって認証する。

遺言者が署名することができないと宣言すると、この場合に参集すべき能力のある 2 人の証人の 1 人が遺言者の頼みでその代わりに署名する。

- ⑥ 証明書にもまたこの事情が、作成場所、時刻、年何月以外に、表明される。
- ⑦ 作成行為には 2 名の適正な証人が、遺言者または公証人がそう要請するとき、参集する。

第 708 条 秘密証書遺言は、読むことができない者はすることができない。

視覚障害者は、その者に書くことおよび読むことを可能にする機械的または技術的手段を利用して、本法典に規定される残りの有効要件を遵守すると、秘密証書遺言書を作成できる。

第 709 条 (2021 年改正、同年施行) 言葉では意思表示できないが、書くことができる者は、次の規定を遵守して秘密証書遺言書を作成できる：

- ① 遺言者が遺言書に署名しなければならない。その他の要件については第 706 条の規定による。
- ② それを提出するとき、遺言者は封筒の上部に、この中にその者の遺言が封入されている旨を、どのようにして書き、自身で署名したことを表明して、公証人の面前で記入する。
- ③ 遺言者の記入に続いて、公証人は、前項の規定およびこの場合に適用される第 707 条に規定されるその他の規定が履行されたことを認証して、作成証明書を交付する。

視覚障害者は、遺言書を提出するとき、封筒の中にその者の遺言書が入っていることを、その者に書くことおよび読むことを可能にする機械的または技術的手段によって、封筒に表示していなければならない。その際、使用した手段と遺言書は自身で署名されたと表明する。

第 710 条 秘密証書遺言を認証すると、公証人は、作成証明書の認証謄本を現行の公証原簿の中に挿入した後、遺言書を遺言者に引渡す。

第 711 条 遺言者は、秘密証書遺言書を自身で保管でき、信用する者に保管を委託でき、または、認証した公証人に資料保管所に保管するよう寄託することができる。

最後の場合、公証人は遺言者に受領書を渡し、現行の公証原簿、作成証明書の謄本の余白または続きに遺言書は自己の管理下にあると証する。遺言者が後で受取ると、当該覚書の続きに受領署名をする。

第 712 条 (2015 年改正、同年施行) 秘密証書遺言書を自己の管理下に置いている者は、遺言者の死亡を知った日に続く 10 日以内に、管轄の公証人に提出しなければならない。

2. 遺言者により秘密証書遺言書の保管人とされているその遺言書の認証公証人は、遺言者の死亡を知った日に続く 10 日以内に、遺言者の生存配偶者、卑俗および尊属、また、これらがいない場合は、4 親等までの傍系親族に遺言書の存在を通知しなければならない。

3. 前 2 項の場合、これらの者の本人性または住所を知らない場合、または、その存在を知らない場合は、公証人は、公証人法制が定める公告をしなければならない。

この義務の不履行、また、自己の管理下に置いている者による、または、公証人による遺言書提出の不履行は、発生した損害賠償の責任をその者に負わせる。

第 713 条 (2015 年改正、同年施行) 故意に前条で定める期間内に保管している秘密証書遺言書を提出しない者は、そこで定める責任以外に、相続の全権利を、その権利を無遺言相続人としてまたは遺言による相続人もしくは受遺者として有する場合、喪失する。

故意に遺言者の住居またはそれを保管あるいは寄託している者から秘密証書遺言書を盗んだ者およびそれを隠し、毀損し、または他の方法で利用できなくする者は、それによる刑事責任を損なうことなく、この同じ罰に陥る。

第 714 条 (2015 年改正、同年施行) 秘密証書遺言書の開封と公証原簿化には公証人法制の規定が適用される。

第 715 条 秘密証書遺言書は、その作成が本款の方式を遵守していないと、無効である。そして、それを認証した公証人は、その瑕疵がその悪意または言い訳できない怠慢もしくは不知から生じた場合、生じる損害の責任を負う。しかしながら、遺言者が全て自身で書いて署名し、また、自筆証書遺言書としてのその他の条件を満たすと、自筆証書遺言書として有効である。

## 第 7 款：軍人遺言

第 716 条 戦時では、戦場にある軍人、志願兵、人質、捕虜およびその他軍隊で雇用されている個人またはこれに従う個人は、最低でも大尉の階級を有する将校の面前でその遺言をなすことができる。

この規定は外国にある軍隊の（被雇用・従事）個人についても適用する。

遺言者が疾病または傷を負っている場合は、司祭または遺言者を治療している医者 の 前 面 で な す こ と が で き る。

分遣隊にいる場合は、階級が下位でも、遺言者に命令を下す者の前 面 で な す こ と が で き る。

本条の全ての場合、能力者である 2 人の証人の同席が必要である。

第 717 条 前条に述べる者たちは、また、この場合に公証人の役割を果たす主計官 (Comisario de guerra) の前 面 で 秘 密 証 書 遺 言 を、第 706 条と次条以降の規定を遵守して、なすことができる。

第 718 条 (2015 年改正、同年施行) 前 2 条に従って作成された遺言書はできるだけ短時間に総司令部、そこを通して国防省に送達されなければならない。

国防省は、遺言者が死亡すると、遺言書を死亡者の最後の住所地の公証人会に送達する。最後の住所が知れないと、マドリッドの公証人会に送達する。

公証人会は、遺言書を遺言者の最後の住所に対応する公証人に送達する。公証人は受領すると、続く 10 日以内に、相続人およびその他の相続に利害関係がある者に、法の規定に従った公証原簿化するために公証人の前 面 に 出 頭 す る よ う に、通知しなければならない。

第 719 条 第 716 条の遺言は、遺言者が戦場を離れたときから 4 ヶ月で失効する。

第 720 条 会戦、戦闘、攻撃および戦争行動の全危険 (状況) においては、2 人の証人の前 面 で 口 頭 の 軍 人 遺 言 を な す こ と が で き る。

しかし、この遺言は、遺言者が遺言をなした危険から助かった場合は、効力を失う。

助からなかったとしても、従軍している軍法会議理事 (Auditor de guerra) または法務官の前 面 で 証 人 が 形 式 を 整 え な い と、遺言は無効となる。その後、第 718 条に規定される方式で手続される。

第 721 条 軍人遺言が秘密証書である場合は、第 706 条と第 707 条の規定が遵守される。しかし、口頭遺言について第 716 条が要求する将校と 2 人の証人の前 面 で、それらの者たちおよび可能であれば遺言者に作成証明書に署名させて、(秘密証書軍人遺言は) 作成される。

## 第 8 款：在船者遺言

第 722 条 航海している者の口頭遺言または秘密証書遺言は次の方式でなされる：

船が軍艦のときは、会計官またはその機能を果たす者の前 面 で、遺言者を知っている 2 人の能力者である証人が同席して作成される。更に、船長またはその代理をする者がその Visto Bueno (検査済) を記載する。

商船では船長またはその代理をなす者が、2 人の能力者である証人の支援で、遺言書を認証する。

これらの場合、乗客が居れば、証人は乗客の中から選ばれる。しかし、少なくとも 1 人は署名できなければならず、その者は、遺言者が署名できないとき



に、代わって署名する。

遺言が口頭遺言の場合は、第 695 条の規定も遵守される。秘密証書遺言の場合は、本節の第 6 款の規定が、証人の数と公証人の介入に関するものを除いて、遵守される。

第 723 条 軍艦の会計官の遺言および商船の船長の遺言は、その他の者についての前条の規定に従ってその職務についてそれらの者に替わるべき者によって認証される。

第 724 条 公海でなされた口頭遺言は艦長または船長が保管し、航海日誌にそれらの記載がなされる。同じ記載が自筆証書遺言および秘密証書遺言についてなされる。

第 725 条 スペインの外交使節または領事使節が居る外国の港に着いた場合は、軍艦の艦長または商船の船長は口頭遺言の謄本または秘密証書遺言の作成証明書の謄本、および日誌から転記された記載の謄本をその使節に引き渡す。

遺言書または証明書の謄本には原本と同じ署名が、それをなした者が生存し、かつ、在船している場合は、なされなければならない。その他の場合は、遺言に介入した者たちの中で在船する者たちが署名して、遺言を受けた会計官または船長、またはそれらの者の代理者により認証される。

外交使節または領事使節は、遺言書の謄本または秘密証書のときはその作成証明書の謄本を封印して、文書によって引き渡し手続をとり、対応する手順で海軍大臣(Ministro de Marina)に日誌の記載とともにその謄本を発出し、海軍大臣はその省の文書室に保管するよう命じる。

引渡しをなす艦長または船長は、外交使節または領事使節から引渡しをした旨の証明書を取得し、航海日誌にその証明の記載をなす。

第 726 条 軍艦または商船である船舶が、スペイン王国の最初の港に到着するときは、艦長または船長は遺言書原本を封印して、日誌から抽出した記載の謄本と一緒にその地域の海運当局に引き渡す。また、遺言者が死亡している場合は、それを証する証明書も一緒に引き渡す。

引渡しは前条に規定する様式で証され、海運当局はそれを遅滞なく海軍大臣に発出する。

第 727 条 遺言者が死亡して、口頭遺言の場合は、海軍大臣は第 718 条に規定される措置をとる。

第 728 条 スペイン船舶の中で外国人が遺言した場合は、外交ルートで対応する手段が取られるように、海軍大臣は遺言書を外務大臣(Ministro de Estado)に発出する。

第 729 条 遺言が自筆証書で、遺言者が航路中に死亡したときは、艦長または船長は遺言書を保管するために回収し、日誌にそのことの記載をなして、スペイン王国の最初の港に到着するときに、前条に規定される様式で、および、規定される効果(発揮)のためその地域の海運当局に引き渡す。

遺言が秘密証書であるときにも、遺言者がその死亡のときに遺言書を保管し

ていた場合、同様な措置が取られる。

第 730 条 本款の規定に従って作成された口頭および秘密証書遺言書は、遺言者が通常の様式で遺言できる地点に上陸してから数えて 4 ヶ月経過すると、効力を失う。

第 731 条 海難の危険がある場合は、第 720 条の規定が軍艦または商船の乗員と旅客に適用される。

#### 第 9 款：外国でなされた遺言

第 732 条 スペイン国民は国外で、その居住国の法令に規定される様式に従って、遺言することができる。

また、公海における外国船での航海中では、その船舶が所属する国の法令に従って遺言することができる。

更に、自筆証書遺言を、この遺言を認めていない国にあっても、第 688 条の規定に従ってなすことができる。

第 733 条 スペイン国民が外国で作成する第 669 条で禁止されている共同遺言は、それを作成した国の法令が認めていても、スペインでは無効である。

第 734 条 外国に居住するスペイン国民は、作成地で公証人機能を行使するスペインの外交官または領事の面前で、口頭遺言または秘密証書遺言をなすことができる。

これらの場合は、本節の第 5 款と第 6 款に規定される全様式を各々遵守する。

第 735 条 外交使節または領事使節は、自己の署名と押印で認証して、口頭遺言の謄本または秘密証書遺言の作成証明書の謄本を、外務大臣にその文書保管室に納めるべく、送付する。

第 736 条 スペイン国民がその自筆証書または秘密証書遺言を託した外交使節または領事使節は、遺言者が死亡したときは、死亡の証明書とともに、それを外務大臣に送付する。

外務大臣は、死亡の報せを、相続利害関係者が遺言書を受取り、規定された様式で自己の手続が取れよう、マドリッドの公報(Gaceta de Madrid)で公告する。

#### 第 10 款：遺言の撤回と無効

第 737 条 遺言者が遺言において撤回しないとの自己の意思または決心を表示していても、全ての遺言上の処分は原則的に撤回可能である。

将来処分の削除条項は置かれていないものとみなされ、また遺言の撤回を有効にしないように遺言者がそこで指示する条項は、確たる語または記号で（指示を）なしていなかった場合は、置かれていないものとみなされる。

第 738 条 遺言は、遺言するために必要な方式でもって、その全ておよび一部を撤回することができる。

第 739 条 前の遺言は、その後の完全な遺言により、遺言者が後の遺言中に前

遺言の全部または一部がなお存続するとの意思を表明していないと、法律上撤回された状態になる。

しかしながら、遺言者が後の遺言をその後撤回する場合、および、前の遺言が有効であるとの明示的な自己の意思を表明する場合は、前の遺言はその効力を回復する。

第 740 条 撤回は、たとえ、第二の遺言が相続人またはその遺言で指定された受遺者の（相続）無能力により、または、相続人もしくはこれら受遺者の放棄により失効しても、その効果を生じさせる。

第 741 条 子の認知は、認知がなされた遺言が撤回されても、その遺言が他の処分を含有していなくても、または、遺言のその他の処分が無効であっても、その法的効力を失わない。

第 742 条 **(2021 年改正、同年施行)** 遺言者の住居内にあり、封筒もしくは封印が破かれている、または、それを認証する署名が消され、削られ、もしくは、修正されている秘密証書遺言は撤回されたものと推定される。

この遺言書は、しかしながら、遺言者の意思または認識なしにその不完全さが発生したと証明された場合、または、遺言者が精神的健康上で重大な混乱状態にあると証明された場合は、有効である。しかし、封筒または封印が破られている状態では、その有効性のためには遺言の真正さの証明が必要である。

遺言書が他の者の管理下にある場合は、その瑕疵はその者から生じているとみなされ、また、封筒または封印が破かれている場合は、その真正さが証明されるのでなければ、その遺言は有効でない。また、封筒と封印は完全であるが、署名が消され、削られまたは修正されている場合は、もし、同じ遺言者によりこの状態で封書が引渡されたと証明されないならば、遺言は有効である。

第 743 条 本法典で明示的に規定されている場合にのみ、遺言は失効し、または、遺言処分は全部または一部で無効となる。